

お知らせ

◆路線バス利用が無料になります

※介護長寿課での申請が必要です

令和2年8月1日より、

65歳以上で市民税非課税世帯の方を対象に、市内を運行する

路線バスが乗り放題となる

「かりゆしバス」（東バスにて発行）の全額を助成します。

【問合せ】市役所介護長寿課
0980-82-7158



◆青い羽根募金へのご協力をお願いします

水産課

海の日を中心に8月31日までの期間を「青い羽根募金協力期間」としています。この募金は船舶の遭難や海洋レジャー事故の際の人命救助及びその訓練、機材の購入等に活用されます。

市民の皆様のご協力を宜しくお願ひいたします。

【振込先】沖縄銀行高橋支店 普通預金 1526329
【募金受付・問合せ】
市役所水産課 0980-82-1529

(社)琉球水難救済会 098-868-5940

◆人権相談の休止について

電話相談をご利用ください

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、8月より当面の間休止いたします。なお、電話でのご相談は、

平日8時半から午後5時15分まで法務局石垣支局で受付けております。毎日の暮らしが中で起こる様々な問題、人権に関する困りごと、いじめ、体罰、女性や外国人に対する差別問題、家庭問題などのご相談にご利用ください。

【問合せ】那覇地方法務局石垣支局
0980-82-2004

◆第十一回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

平和協働推進課

◆制度の趣旨

戦没者等（軍人・軍属などが公務又は勤務に関連して死亡）のご遺族に対し、国として弔意を表すために弔慰金を支給するものです。

◆対象となるご遺族

戦没者等の死亡当時のご遺族（三親等内）のうち、令和2年4月1日時点で次のいずれかに該当する方

- ①戦没者等の配偶者、子、父母、祖父母
- ②戦没者等の死亡当時に生存していた孫、兄弟姉妹
- ③戦没者等の死亡当時まで1年以上生計を共にしていた三親等内の親族

右記①～③のご遺族が、令和2年4月1日以降に死亡した場合の、その相続人

※1～3の中でも、最も支給順位が上の方のうち、お一人に支給されます。

※2「恩給法による公務扶助料」や「援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合が対象です。

※3「援護法による弔慰金の受給者・受給権者」が最先順位になります。

◆支給内容 領面25万円、5年償還の記名国庫債券

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

【問合せ】市役所平和協働推進課
0980-82-1253

◆請求期間

データ放送で市からのお知らせを発信

企画政策課

QAB(5チャンネル)を視聴中に、
テレビのリモコンの「dボタン」

↓「市町村からのお知らせ」

↓「石垣市 行政情報」を選択

◆令和2年度介護福祉士基本研修

※おおむね資格取得後2年未満の方対象

【期日】

- ①令和2年9月4日（金）～6日（日）
- ②令和2年10月3日（土）～4日（日）

（①②の計5日間）

※同研修は、（公社）日本介護福祉士会生涯研修制度に則り、介護福祉士ファーストステップ研修の前置研修として位置づけられています。

【時間】午前9時～午後4時半（5日間共通）
【会場】沖縄県社会福祉事業団八重山厚生園（予定）
石垣市字新川1740-2（※変更となる場合があります）

【対象者】介護福祉士国家資格の有資格者で、おおむね資格取得後2年未満の者（2年以上の方も受講可）。

【定員】20名 ※定員に達し次第、受付終了。
※同一事業者から3名以上申込みがある場合には、人数を調整させていただくことがあります。

【受講料】沖縄県介護福祉士キャリアパス研修支援事業（介護福祉士基本研修）委託事業により受講料が無料です。ただし、資料代・テキスト代として4,480円を徴収します。

【申込方法】
(一社)沖縄県介護福祉士会ホームページより
<https://okikai.com/seminar/3354>

令和2年度 介護福祉士基本研修（八重山地区）開催要綱・申込書をダウンロードしてください。

【問合せ】(一社)沖縄県介護福祉士会
098-8887-3344

（一社）沖縄県介護福祉士会ホームページより
https://okikai.com/seminar/3354
令和2年度 介護福祉士基本研修（八重山地区）開催要綱・申込書をダウンロードしてください。

【問合せ】(一社)沖縄県介護福祉士会
098-8887-3344

